森林・林業・木材産業づくり事業実施要領

（平成２５年６月２日　津産森第４４３号）

　（趣旨）

第１条　本市は、西日本有数の木材集積・加工地であるが、近年、地域-材を利用した住宅着工数の低迷等に伴い、製材品出荷量は減少傾向にある。

　　　一方、地域内のヒノキ等人工林資源は、年々充実してきていることから、地域材の需要を拡大し、適正な森林整備を推進するため、消費者が求める品質・性能に優れた製材品の安定供給を図り、県内外の需要を喚起するとともに、木材産業づくりを推進する。

　　　なお、本事業の実施に当たっては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号。以下「規則」という。）によるほか、この要領によるものとする。

（事業種目）

第２条　事業種目は、ＪＡＳ認定取得事業とし、寸法や強度性能等の品質が確保された地域材の安定供給を図るため、ＪＡＳ制度の普及や認定手続きに係る経費を助成する。

（交付対象者）

第３条　交付対象者は、社団法人岡山県木材組合連合会（以下「県木連」という。）より県産材性能表示促進事業（以下「県産材促進事業」という。）に係る補助金を交付された津山市内の岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和３２年岡山県条例第２１号）第３条の登録を受けている製材業者

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、別表１のとおりとする。

（補助率）

第５条　補助率及び補助金は、別表２のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条　交付対象者は、規則第３条の規定に基づく森林・林業・木材産業づくり事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第１号）を作成し、市長に提出しなければならない。

　２　申請書には次に掲げる書類を添付する。

　（1）市税等の完納証明書

　（2）県木連へ提出した、県産材促進事業実績報告書（写し）

　（3）県木連より通知された、補助金額の確定通知書（写し）

　（4）ＪＡＳ認定事業者証（写し）

　（5）その他市長が必要と認める書類

　　　 ３　市長は、申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定及び額の確定通知を行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　　（補助金の請求）

第７条　前条第３項の規定により補助金交付決定及び額の確定通書を受けた者は、速やかに補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第９条　市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（１）提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関して不正な行為があったとき。

　（２）補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　（３）市長が特に必要と認めたとき。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　付　則

　この要領は、平成２６年６月２５日から適用する。

別表１（第４条関係）

　補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事　業　区　分 | 補助対象経費 |
| ＪＡＳ認定取得事業 | １　新規ＪＡＳ認定取得手続に要する経費２　新規ＪＡＳ認定取得に必要な研修の受講料等３　認定事業者が品目を追加申請する場合に要する経費 | ア　旅費イ　需用費ウ　役務費 |

別表２（第５条関係）

　補助率及び補助金

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　種　目 | 補　助　率 | 補　助　金 |
| ＪＡＳ認定取得事業 | ＪＡＳ認定取得等に要する経費の４分の１以内（県産材性能表示促進事業補助金の２分の１以内） | 上限100千円／製材工場 |